

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第五及び別表第七を次のように改める。

企業職給料表（一）級別職務区分表

別表第五（第二条関係）

職務の級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
機関の区分								主任 主任専門員	主事 技師 専門員	主事 技師 専門員
各機関 共通										
本庁		局長 参事 局付	参事 経営企画 部長 水道部長 契約局長 局付	課長 調整幹 技術評価幹 局付	副課長 調整幹 主幹 副室長 副主席工事 検査員 主任工事 検査員 課付	主幹 主任工事 検査員 課付	主査 工事検査員 課付			
地域機関 共通					担当部長 所（場）付	担当部長 所（場）付	担当課長 所（場）付			
地域整備 事務所				所長	副所長 支所長					
大久保 浄水場			場長		副場長 部長	部長				
庄和 浄水場				場長	副場長 部長	部長				
行田 浄水場			場長		副場長 部長	部長				
新三郷 浄水場				場長	副場長 部長	部長				
吉見 浄水場				場長	副場長 部長	部長				
水質管理 センター				所長	副所長					
水道整備 事務所				所長	副所長 支所長					

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

別表第七（第三条関係）

職	区分
局長	一種
参事	二種（管理者が別に定める場合にあつては一種）
経営企画部長 水道部長 契約局長 大久保浄水場長 行田浄水場長	二種
本庁の各課長 技術評価幹 主席工事検査員 副参事 地域機関の長 （大久保浄水場長及び 行田浄水場長を除く）	三種
調整幹	四種（管理者が別に定める場合にあつては三種）
副課長 副室長 副主席工事検査員 副場長 副所長 支所長	四種